

指定管理者業務 モニタリング総合評価表

実地調査日（現地検査）令和4年度中随時（書類等検査）令和5年9月29日

施設名	池田町総合体育館	指定管理者名	株式会社ドリームワーク
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日	評価対象年度	令和4年度

評価項目	評価事項	配点	評価	得点	備考	
1 実施体制・業務管理	基本的事項	1 施設本来の設置目的に沿って基本方針を定め適正に管理運営されている。	4	B	3.2	公の施設としての法令順守・地域住民との協働など明確な方針が定められている
		2 特定の団体や個人に偏ることなく平等な利用実態となっている。	4	B	3.2	個人・団体・町内外に偏りなく利用されている
	組織・職員	3 必要な能力、資格、経験等を有する人員を確保し、適材適所に配置している。	3	C	1.5	特段の問題はないが、スポーツ関係資格取得者なし。AED講習済
		4 事業計画書に即し、人員を過不足なく配置している。	2	C	1.0	1名ないし2名常勤(館長1名、一般職員1名(館長は田園H勤務・兼務))。計画では2名常勤。
		5 職員に対し、業務上必要な研修等を計画的に実施している。	3	C	1.5	消防訓練(2回)実施、スキルアップに繋がる積極的な研修が必要。
		6 職員の勤務条件、身分、安全衛生面等を適切な状態に保っている。	3	B	2.4	週40時間勤務。時差・振替勤務により対応。36協定締結。健診年1回。有休取得・時間外勤務適切
	外部委託	7 外部委託の内容は、教育委員会が承認したもののみで、適切に実施されている。	3	B	2.4	特段の問題はない
	危機管理	8 地震、火災等の緊急時のマニュアルが整備され、緊急連絡体制が確保されている。	3	A	3.0	「火災・緊急時対応・連絡フローチャート」により直ちに関係各所へ連絡できる体制となっている。停電時非常用発電機等(総合体育館)の操作方法等を点検時に確認。「避難所開設対応マニュアル」を作成。
		9 消防計画の作成、定期避難訓練(年2回)ほか、適正な防火管理を行っている。	3	B	2.4	「危機管理マニュアル」「防火管理規程」を整備。避難訓練年2回
		10 利用者の事故等への対応マニュアル等を定め、職員の救命措置研修等を行っている。	3	B	2.4	「危機管理マニュアル」に事故等対応を定めている。職員は普通救命講習受講済(H28再受講)
		11 事故発生時、緊急時等、直ちに必要かつ適切な措置を講じ、教育委員会に報告した。	3	B	2.4	「危機管理マニュアル」等により、適切な対応ができる体制となっている。
	地域連携	12 地域住民や利用団体と意見交換する場を設け、管理業務に反映させている。	3	B	2.4	ご意見箱を設置したが、利用者の意見はなかった。地域住民意見の反映はなし。利用者アンケートを反映。
		13 町内在住の職員を雇用している。	3	A	3.0	職員全員が町内在住
		14 外部委託、物品調達等は、町内業者の活用に最大限努めている。	3	B	2.4	委託業者及び物品発注先は特別な事情を除き町内事業者を利用
	経理	15 他事業と経理を明確に区分し、適切に経理事務を行っている。	3	B	2.4	適切に事務が行われている
	苦情対応	16 苦情対応マニュアル等を定め、要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	3	B	2.4	苦情対応マニュアル作成済み。R4委員会報告苦情等なし
		17 苦情、要望等を整理・記録し、教育委員会に適宜に報告している。	3	B	2.4	設置するご意見箱では苦情、要望等なし。
	情報管理	18 仕様書等に従い、文書を適正に管理・保存している。	2	B	1.6	情報は適切に管理されている
		19 個人情報保護に関する内部規程等を整備し、適正に個人情報を管理している。	3	B	2.4	個人情報適正管理規程を整備している
		20 職員の守秘義務を徹底するほか、個人情報漏えい等の具体的防止策を講じている。	3	B	2.4	書類やPC情報の外部持ち出し禁止
		21 協定書等に従い、情報を適切に管理、公表している。	2	C	1.0	情報は適切に管理。HPで施設の情報を公開、充実の余地あり。
	報告・評価等	22 協定書等に従い、必要な計画書、報告書等を教育委員会に提出している。	2	B	1.6	「事業計画」「公演計画」「収支計画書」などを提出
		23 年1回以上利用者アンケートを実施し、その実施方法等は適切である。	2	C	1.0	年1回利用者アンケート実施。アンケート設問内容には更に工夫の余地あり
		24 事業計画の達成度等を踏まえ、客観的かつ的確に自己評価を行い、業務に活かしている。	2	C	1.0	自己評価票により客観的に達成度等を評価しているが、新たな取組みにはつながっていない。
		25 委員会と定期的に連絡調整会議を行い、急を要する事案は随時適切に報告・対応した。	2	B	1.6	定期的に連絡調整会議を行っている。
【大項目評価】 実施体制・業務管理に関する評価(評価事項 25項目)		70 点中	53.0 点	(※ A=2、B=17、C=6、D=0、E=0)		

施設名	池田町総合体育館	指定管理者名	株式会社ドリームワーク
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	評価対象年度	令和4年度

2 業務運営 貸館・運営	施設管理	安全確保等	26 安全に十分配慮して業務を実施し、利用者の迷惑行為等は適正に指導等をしている。	3	B	2.4	特段の問題はない
			27 必要な有資格者による作業、拾得物の取扱等、関係法令を順守し適正に管理している。	3	B	2.4	特段の問題はない
			28 公民館総合補償制度の内容を下回らない保険に加入している。	3	B	2.4	公民館総合補償同等以上の保険に加入済み
		環境配慮	29 省エネルギー・ゴミ削減等、環境に配慮し、廃棄物は適正に処理している。	3	B	2.4	節電等、省エネに努めている。ゴミ等は適切に処理している
		施設設備管理	30 仕様書等に従い、施設・設備の日常点検、定期点検等の保守管理を適正に行っている。	3	B	2.4	点検業務等報告書を確認。特段の問題はない
			31 適宜の清掃等により施設内及び外構を清潔かつ整然とした状態に保っている。	3	B	2.4	清潔に保たれている
			32 仕様書等に従い、備品等を適切に管理し、必要な更新等を行っている。	4	B	3.2	適切に備品等が管理されている。
			33 仕様書等に従い、適切に修繕を行い、教育委員会に報告している。	4	A	4.0	老朽化する施設において、必要な修繕が行われており適宜報告がなされている
			34 保守点検、修繕等の履歴が適切に記録・保管されている。	3	A	3.0	文書ファイルに適切に保存。修繕履歴はリスト化されている
		利用環境管理	35 施設の各室内の温度を適切に保っている。	4	B	3.2	設定温度や利用者ニーズに対応した温度管理を行っている
		36 施設の各室内の必要な照度を確保している。	4	C	2.0	競技場は必要な照度に調整されている。競技場以外では照度不足の場合がある。	
	保安	37 仕様書等に従い、館内巡回等の保安警備を適切に行っている。	3	B	2.4	特段の問題はない	
	サービス向上	38 利用者満足度の目標数値を設定し、目標達成のための取組みを実施している。	4	C	2.0	目標値設定はないが、引き続き利用回数券を発行しているが新たなサービス向上策が見えなかった。利用者アンケートを基に修繕等を行い改善を図った。	
	開館時間等	39 臨時開館・休館、開館時間延長・変更等は委員会の承認を得て適切に実施している。	3	B	2.4	大会運営時に8時30分からの開場は行っているが、臨時・延長開館はなし	
	利用手続	40 利用手続きは条例等を順守し、かつ利便性を考慮している。	3	B	2.4	申請書のPC出力サービス実施。HPから申請書ダウンロード可能。利用状況を確認の上FAXでの受付可としている	
		41 利用許可は遅滞なく適切に行い、利用停止等の措置をした場合は委員会に報告した。	3	B	2.4	許可証は大会等のイベント時のみ発行。 ※指定管理期間中に 利用停止措置はなし(委員会報告なし)	
	利用料金	42 利用料金は条例等に基づき適正に請求・徴収している。	3	A	3.0	適正に請求・徴収されている。滞納なし、年度内全額納入済み	
		43 利用料金の減免は条例等に基づき適正に行っている。	3	A	3.0	規則に定めるとおり適正に減免されている。	
	運営・調整	44 利用者等への言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切である。	4	B	3.2	特段の問題はない。	
		45 利用者間の調整は公平かつ適切に行っている。	4	B	3.2	特段の問題はない	
	46 大会等の際の事前打合せは十分に行っている。	3	B	2.4	特段の問題はない		
広報・利用促進	47 ホームページは施設利用案内のほか生涯スポーツの振興につながる創意工夫を図っている。	3	D	0.6	施設利用案内は充実。スポーツ振興への創意工夫が課題。		
	48 施設利用案内、事業開催案内等を紙面で町内に配布している。	3	C	1.5	体育館だよりを3回(新聞折込)発行しているが、内容の充実が求められる。		
	49 利用者数は適正な水準にある。	4	B	3.2	R4年度27,326人、 昨年度比3.3%増 (H24:37,083人,H25:36,443人H26:24,626人,H27:34,567人,H28:39,383人,H29:37,750人,H30:38,085人 H31:33,010人 R2年度:26,700人 R3年度26,464人)		
事業実施	50 各種のスポーツ教室等を複数回実施し、町民の自主的スポーツ活動につなげた。	10	C	5.0	講座(スーパーストレッチ、からだバー)の講座実施。 トレーニング講座12回		
	51 生涯スポーツの推進・振興や施設の魅力アップにつながる独自のイベント等を実施した。	5	D	1.0	独自の取り組みなし		
	52 体育団体との共催事業や、団体主催事業のHP等での紹介など団体との連携事業を実施した。	5	D	1.0	連絡体制は問題なし。体協に所属しないサークル活動が多くなり協力体制は難しい。		
【大項目評価】 業務運営に関する評価(評価事項27項目)				100 点中	68.5 点	(※ A=4、B=16、C=4、D=3、E=0)	

施設名	池田町総合体育館	指定管理者名	株式会社ドリームワーク		
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	評価対象年度	令和4年度		

3 状況等支	経済性・効率性	53 民間事業者の柔軟性やノウハウを活かし、業務の効率的運用及びコスト削減が図られている。	10	B	8.0	効率的に事業が行われている
	妥当性	54 収支予算書と比較して、収支状況は妥当であり、適正に執行されている。	5	B	4.0	特に問題のある点は見当たらない
	【大項目評価】 収支状況等に関する評価(評価事項2項目)			15 点中	12.0 点	(※ A=0、B=2、C=0、D=0、E=0)
4 安定団 性体 等の	理念・方針	55 公共施設の管理運営事業者として相応しい理念・方針が確立されている。	5	A	5.0	利用者サービスの向上など施設運営事業者として相応しい理念を持っている
	経営基盤	56 指定管理業務を安定して行う経営基盤を備え、決算報告等を適正に開示している。	10	B	8.0	年次報告書に添付あり。特に問題のある点は見当たらない
	【大項目評価】 団体の安定性等に関する評価(評価事項2項目)			15 点中	13.0 点	(※ A=1、B=1、C=0、D=0、E=0)

5 総合得点 (中項目1~4の合計)	200点中 146.5 点 (※ A=7、B=36、C=10、D=3、E=0)
--------------------	---

総合評価
良好

総括 (成果、課題等)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で減少していた利用者が回復の兆しが見えてきています。第1次指定管理から通算して10年以上管理を行っている経験から、当施設に精通し、実施体制・管理運営面ともに、手堅い管理ができていると評価します。</p> <p>令和4年度は予定していた講座等を開催しましたが、今後は講座内容の検討や宣伝等の工夫により、参加者が増える様に講座がより充実することを期待します。また、アンケートの要望から細かな修繕を行っており、利用者の目線に立った対応がみられます。</p> <p>毎年、細かな改善が行われていますが、課題である新たなスポーツ講座のメニューや独自事業の実施、体育団体との連携協力に取り組み、館の利用促進のみならず町のスポーツ振興に寄与していただけることを期待します。</p>
----------------	---

- 評価手段
指定管理者から提出された事業報告、自己評価およびアンケート調査の内容ならびに実地調査(立入検査)により点検・確認された管理状況等により客観的に評価する。
- 評価方法
① 指定管理に係る協定書等の内容に基づいて管理業務が適切に実施されているかどうかについて、評価事項別に、下記の『評価基準(5段階)』により評価する。
② ①の評価基準ごとの点数を、評価事項ごとの配点に乗じて得点とし、これらを合計して、下記の『総合評価の判定基準』により判定する。
※ 総合評価が『不可』の場合は、指定の取消し等の処分を含め、早急な改善対応を検討することとする。

① 評価基準(5段階)
A(1.0) 高いレベルで実施されており、高く評価できる。
B(0.8) 協定書等に沿って適切に実施されており、問題は見られない。
C(0.5) 協定書等に沿って概ね適切に実施されているが、一部課題がある。
D(0.2) 協定書等の水準に達せず、改善が必要であるが近日常に改善される見込みである。
E(0.0) 協定書等の水準に達せず、改善を指示したが対応が不誠実または改善の見込みがない。

② 総合評価の判定基準
・ 総合得点が160点以上 『優良』
・ 総合得点が140点以上160点未満 . . . 『良好』
・ 総合得点が120点以上140点未満 . . . 『良』
・ 総合得点が100点以上120点未満 . . . 『可』
・ 総合得点が100点未満 『不可』
※ 事項別の評価中の「E」1つにつき1段階、総合評価の判定を下げる。
※ 団体の財務状況が「E」の場合は、無条件で『不可』と判定する。